

つみたてNISAの制度概要と 今後のNISA制度のあり方について



日本証券業協会 政策本部 企画部 証券税制室

室長 **丹生 健吾**
荒井友里恵

はじめに

NISA制度は2017年3月末時点で利用者が1,077万人、総買付額が10.5兆円となり着実に普及しているが、積立による利用は総口座数の1割程度にとどまっている(図表1)。金融庁資料によると、非稼働口座(当年の勘定で一度も買付が行われていない口座)が全体の50%以上あり、背景には、少額から積立で投資できることが十分浸透していないことがあると考えられる(注1)。

2017年度税制改正では、NISA制度の更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層

等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「つみたてNISA」が創設された。

また、2017年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」、及び「未来投資戦略2017」においては、つみたてNISAを含むNISA制度全体の普及・促進、制度改善に係る政府の方針が明確に示されている(図表2)。活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進などの未来投資戦略の実行のために、つみたてNISAを含むNISA制度全体の普及・促進は必要不可欠である。

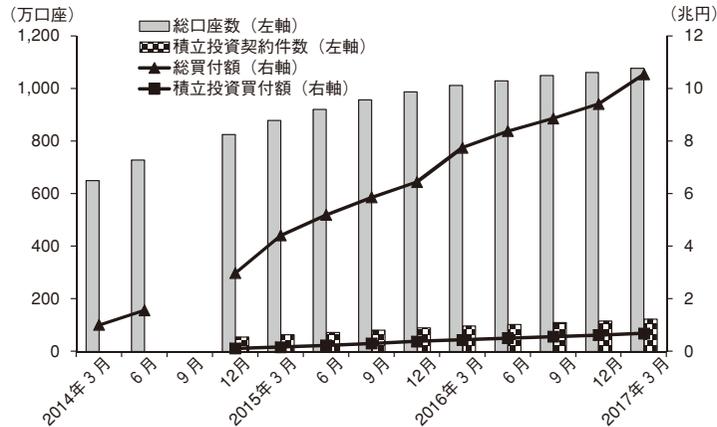
本稿では、つみたてNISAの制度概要に触れたうえで、日本のNISAのモデルとなった英国ISAの制度も参考にしつつNISA制度のあり方について考察する。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者個人の考えであり、筆者の所属する組織とは関係がないことにご留意いただきたい。

目次

はじめに

1. つみたてNISAの制度概要
2. NISAのモデルとなった英国ISAにおける制度改善の取組み
3. 今後のNISA制度のあり方

(図表1) NISAの利用状況の推移



(注) 2014年9月の値は公表されていない。積立投資契約件数及び積立投資買付額は、証券会社の値より推計。ただし、積立投資契約件数の各年12月の値は実績値（金融庁公表）。
 (出所) 金融庁公表資料より日本証券業協作成

(図表2) つみたてNISAを含むNISA制度全体の普及・促進、制度改善に係る政府の方針

● 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(2017年6月9日閣議決定)

長期的かつ効率的な資産形成のため、積立NISAを含むNISA制度や個人型確定拠出年金(iDeCo)等の活用を促進する。

● 「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」(2017年6月9日閣議決定)

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

我が国に蓄積された国民の富を安定的に増大させる資金の流れを実現するため、家計の金融資産をバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。このため、家計と金融機関に対して総合的に取組を進めていく。

家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、積立NISAを含め、NISA制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。

… [中略] …

ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等

- ・家計の安定的な資産形成を促すため、積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進を図るほか、ジュニアNISAについて手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、手続の改善を検討する。

- ・また、家計の投資に関する知識(投資リテラシー)が深まるよう、実践的な投資教育等を推進するとともに、投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方を検討する。さらに、これまで資産形成に関心のなかった層も対象に、確定拠出年金制度や職域でのNISA制度の利用を促進する。

(図表 3) NISA制度概要

項目	一般NISA (現行)	つみたてNISA (新設)
制度を利用可能な者 (口座開設者)	日本に居住する成人 (20歳以上)	
口座開設が可能な金融機関	証券会社、銀行、郵便局等	
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託・ETF・REIT	長期の積立・分散投資に適した 一定の公募株式投資信託・ETF
非課税対象	譲渡益・配当金 (注)・分配金 (注)	譲渡益・分配金 (注)
投資方法	制限なし	累積投資契約に基づき、定期かつ継続的な方法での投資
勘定の種類	非課税管理勘定	累積投資勘定
非課税期間	5年間	20年間
ロールオーバー	できる	できない
年間投資上限額	120万円 (2014年・2015年は100万円)	40万円
投資可能期間 (口座開設期間)	2014年1月～2023年12月末	2018年1月～2037年12月末
口座開設可能数	1人1口座	
口座開設金融機関の変更	毎年変更可能	
両制度の適用関係	選択制 (毎年変更可能)	

(注) 上場株式の配当金、ETF・REITの分配金は、証券会社で受け取る方式 (株式数比例配分方式) を選択する必要がある。

(出所) 各種資料より日本証券業協会作成

1. つみたてNISAの制度概要

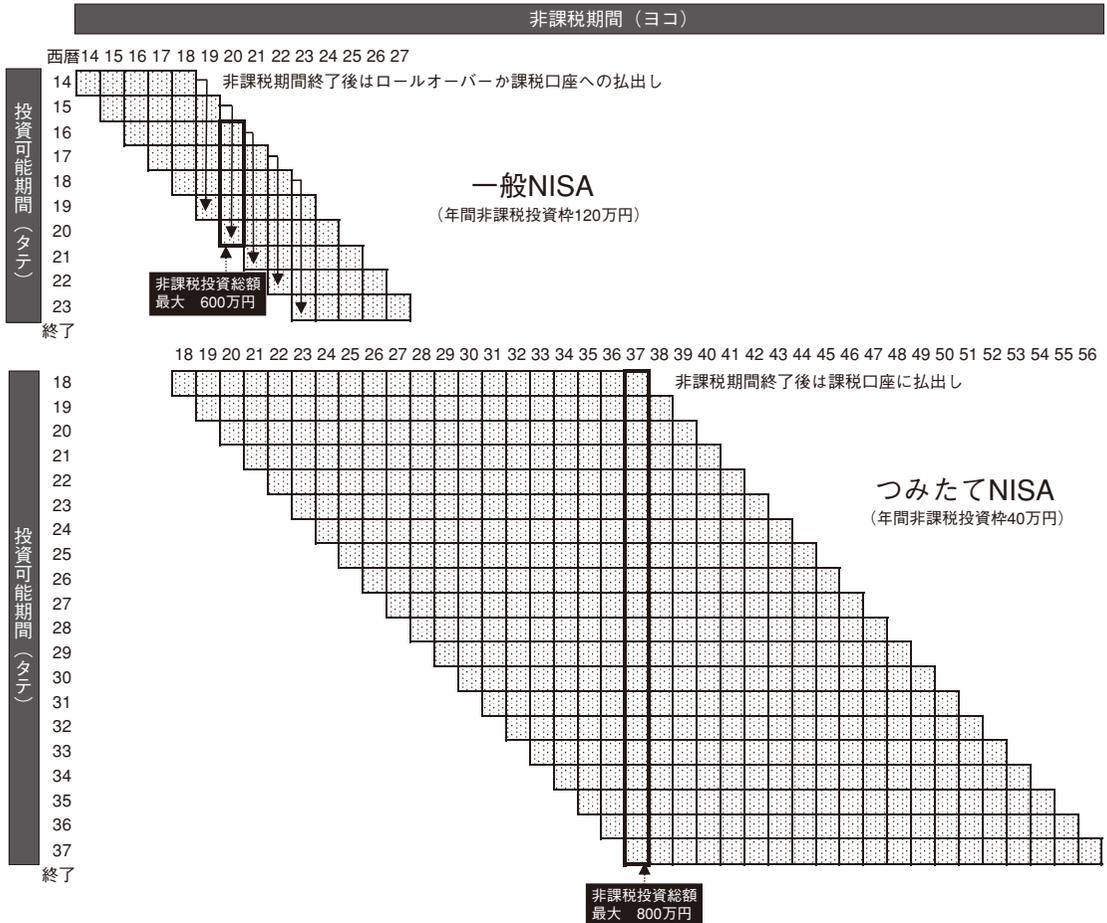
NISA口座では、上場株式・公募株式投資信託・ETF・REIT等の譲渡益・配当等が取得後5年間非課税となる。投資可能期間は2014年1月から2023年12月末までの10年間である。また、年間投資上限額は120万円であり、ある時点において最大で600万円 (120万円×5年) の非課税枠を利用することができる。本稿ではこのタイプを便宜上「一般NISA」という。

2018年1月から、NISA制度に「つみたてNISA」という新たなタイプが加わるが、別枠の制度でなく、前述の「一般NISA」との選択制になる (図表3、4)。

「つみたてNISA」では、投資対象商品の譲渡益・分配金が取得後20年間非課税となる。投資可能期間は2018年1月から2037年12月末までの20年間である。また、年間投資上限額は40万円であり、最大で800万円 (40万円×20年) の非課税枠を利用することができる。

「つみたてNISA」の投資対象商品は、「一般NISA」と異なり、長期の積立・分散投資

(図表4) 一般NISA、つみたてNISAの非課税期間、投資可能期間



(出所) 各種資料より日本証券業協作成

に適した一定の公募株式投資信託・ETFとされている。適格商品の具体的な要件は、「租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」(2017年3月31日内閣府告示第540号)において定められてい

る。実際には、投資信託の運用会社が金融庁に対して適格商品の届出を行い、届出を受理した金融庁が適格商品の一覧を公表する予定となっている。

■ 2. NISAのモデルとなった英国ISAにおける制度改善の取組み

改善が図られているのは日本のNISA制度だけではない。NISAのモデルとなった英国ISAも制度導入以後、継続的に様々な制度拡充・改善が図られている。

まず挙げられるのが、制度の恒久化である。英国国民の貯蓄率向上を目的として1999年に導入されたISAは、導入7年後に効果検証を行い、その結果を踏まえて制度の存続を検討することとされており、当初は投資可能期間に10年という期限が設けられていた（非課税期間は制度導入当初から無制限であった）。実際に2006年に英国財務省による効果検証が実施されると、ISAは「資産形成習慣の形成を促進し拡大すること、及び金融商品間の税制優遇をより公平に配すること」という導入当初の目的を達成したと判断され、2008年に恒久化された。その後、制度恒久化によって利用者の安心感が高まったためか、ISAの資産残高及び利用者数は増加傾向にある。

また、恒久化以後も英国政府はISAが個人にとってより使いやすい制度となるような改善策を打ち出し続けている^(注2)。2008年以後の年間拠出限度額の引上げ、2011年のジュニアISA導入、2015年の配偶者によるISAの相続の解禁や、住宅購入支援策であるヘルプ・トゥ・バイ制度のISAへの拡大等、その施策は多岐にわたる。中でも最近注目されるの

が、既存の預金型ISA及び株式型ISAに続く第3のISA、ピア・ツー・ピア・レンディング等を投資対象とするイノベティブ・ファイナンスISAの導入（2016年4月）、及び若年層の住宅購入及び老後のための資産形成を支援するライフタイムISAの導入（2017年4月）である。

イノベティブ・ファイナンスISAは、ISAにおける投資対象をピア・ツー・ピア・レンディングやクラウドファンディング等へ拡大する目的で導入された。18歳以上の英国居住者が開設することができ、ピア・ツー・ピア・レンディング等から生じる利子や譲渡益が非課税となる。英国歳入関税庁が公表しているISA業者のリストによれば、2017年8月時点で50社以上の金融機関がイノベティブ・ファイナンスISAを提供しており^(注3)、利用者の選択肢の幅を広げている。

一方、ライフタイムISAは、若年層の住宅購入及び老後のための中長期的な資産形成を支援することを目的として導入された。対象商品は株式型ISA及び預金型ISAと同様で、口座開設は18歳から40歳までの英国居住者のみ、資金拠出は50歳の誕生日までという制限はあるものの、利用者自身のその年の拠出金額に対して25%が政府から上乘せして支給されるというメリットがある。

このように英国では様々なタイプのISAが導入されており、投資目的やリスク選好の異なる幅広い利用者層を取り込むことができています。実際に、2014年度のISA利用者の7割

以上が年収3万ポンド未満、5割以上が55歳未満となっており、ISAが広く英国国民に受け入れられていることがわかる^(注4)。英国におけるISAの成功は、制度の恒久化と関係者による継続的な制度改善努力の結果と言えよう。

■ 3. 今後のNISA制度のあり方

(1) 2つのNISAの恒久化

日本においても、つみたてNISA、一般NISAに共通する最も重要な制度改正は、制度の恒久化であろう。まずは制度を恒久化することで、証券会社・金融機関のシステム投資の更なる促進やサービスの拡充に繋がるとともに、英国のように若年層の投資家に制度が永続するといった安心感を与える効果があると考えられる。

一般NISAは今から6年後の2023年に制度自体が終了する。もちろん制度終了前に恒久化あるいは長期間の制度延長がなされる可能性もあるが、現時点ではその保証はない。「制度が終了してしまうのではないか」という漠とした不安が残っている以上、いかなる制度改善を行おうとも投資家は安心して制度を利用することができない。6年後の制度終了直前ではなく、できるだけ早期に恒久化を実施すべきであろう。

つみたてNISAは20年後の2037年に制度自体が終了する。6年後に制度が終了する一般NISAと比べると緊急性は高くはないとの意

見もあるかもしれないが、2018年から投資を始める者は20年間の投資可能期間があるが、2019年から投資を始める者は19年間の投資とといったように、投資開始時期が遅ければ遅いほど投資可能期間が遡減し、長期・積立・分散投資が行えない状況になるため、同じく早期の恒久化が必要であろう。

(2) 2つのNISAの共存

一般NISAは、個々人の投資目的、リスク選好等に合わせて商品を選択でき、つみたてNISAの利用意向者とは異なる層にアプローチすることができる。個別の株式など投資信託以外の商品を選好する人もNISAを利用できる他、一定程度の資産をまとめて運用することができるため、定時・定額の積立投資によりこれから資産を形成しようとしている層だけではなく、長生きリスク（一定の資産を築き上げたとしても、退職後の長い余命の間に財産を使い果たしてしまう可能性）に備えて退職金等を運用する高齢者層も利用できるというメリットがある。

一方、つみたてNISAは、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託のみが投資対象商品であり、対象商品が拡大された暁にはより幅広い層による利用が見込まれるが、現時点では若い世代の投資未経験者が主な利用者として想定される。

2つのNISAのターゲットはそれぞれ異なるため、選択制を維持し、制度を共存させるべきであろう。

(図表5) NISA制度に関するこれまでの税制改正

税制改正年度	これまでの税制改正
2009年度	・NISAの導入を決定(株式譲渡益・配当軽減税率の終了=本則税率の施行と同時に) ・NISAの口座開設期間は5年、非課税期間は10年とする
2010年度	・NISAの施行時期を決定(株式譲渡益・配当軽減税率の終了=2012年1月) ・NISAの口座開設期間を3年、非課税期間を10年とする見直し
2011年度	・NISAの施行時期を2年延長し、2014年1月施行へ(同時に株式譲渡益・配当軽減税率の終了)
2013年度	・NISAの口座開設期間を10年、非課税期間を5年とする見直し(現行の枠組み)
2014年度	・NISA口座を開設する金融機関を各年毎に変更することが可能に【簡素化】
2015年度	・2016年4月からジュニアNISAの導入(口座開設申込みは同年1月から)【拡充】 ・ジュニアNISAの口座開設期間は8年、非課税期間は5年とする(現行の枠組み) ・2016年1月からNISAの非課税投資枠引上げ(100万円⇒120万円)【拡充】 ・税務当局におけるNISA口座開設手続の迅速化に向けた所要の措置【簡素化】
2016年度	・NISA口座開設時の重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出が不要に【簡素化】 ・マイナンバー告知により、2018年以降の第2勘定設定期間のNISA勘定が自動設定【簡素化】
2017年度	・2018年1月からつみたてNISA導入【拡充】 ・一般NISA・ジュニアNISAのロールオーバー上限撤廃【簡素化】

(出所) 各種資料より日本証券業協会作成

(3) 2つのNISAの制度拡充、利便性の向上

NISA制度は今後も、利用者のニーズを踏まえた利便性の向上や、ロボアドバイザー等のFinTechなどイノベーションに対応した制度の拡充など、不断の見直しが必要であろう。

これまでの税制改正では、様々な制度拡充、利便性の向上が図られている(図表5)。

証券界では、2018年度税制改正要望を9月中旬に決議する予定であるが、2つのNISAやジュニアNISAの恒久化をはじめ、制度拡充等について、関係各方面に対して求めている。

制等の実態調査」(2016年6月)参照。http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/isahoukoku160623.html

(注3) 英国歳入関税庁ウェブサイト(2017年8月4日閲覧) https://www.gov.uk/government/publications/list-of-authorized-isa-managers/authorized-managers

(注4) HM Revenue & Customs “Individual Savings Account (ISA) Statistics”, April 2017.



(注1) 金融庁「つみたてNISAについて」(2017年6月)

http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20170614-1/03.pdf

(注2) 日本証券業協会「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税